

道央廃棄物処理組合会計管理者の補助組織設置規則

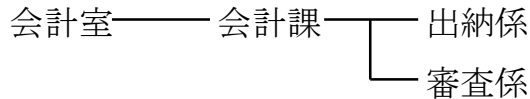
(平成26年2月18日規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるために必要な組織を設置することを目的とする。

(組織)

第2条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の室、課及び係を置く。



(職制)

第3条 室に室長を置き、会計管理者の職にある者をもって充てる。

2 課に課長を、係に係長を置く。

3 係に主任を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、会計室の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

4 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理する。

(事務分掌)

第5条 会計課各係は、次の事務を分掌する。

(1) 出納係

ア 歳計現金の出納保管に関すること。

イ 歳入歳出外現金の出納保管に関すること。

- ウ 歳入歳出決算の調整に関すること。
- エ 物品の出納保管に関すること。
- オ 道央廃棄物処理組合の財産に関する現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- カ 占有動産の管理に関すること。
- キ 金券及び有価証券の出納保管に関すること。
- ク 収入金の整理に関すること。
- ケ 口座振替に関すること。
- コ 支出事務に関すること。
- サ 小切手の振出しに関すること。
- シ 室の庶務に関すること。

(2) 審査係

- ア 支出負担行為の確認に関すること。
- イ 支出命令の審査に関すること。

(事務の代理)

第6条 会計管理者に事故があるときは、会計課長の職にある者がその事務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。